

議案第18号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「の全て」を削り、同条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第14条第3項中「額を合計して得た」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）

9,000円

第14条第4項中「（第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。）」及び「（同項第2号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）」を削る。

第15条第1項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に掲げる」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るも

のの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第15条に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第3項並びに第15条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、改正後の条例第14条第3項第1号中「前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族 1万円」と、同項中「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下

「(2) 前項第2号
「扶養親族たる子」という。） 9,000円」とあるのは (3) 扶養親族た
(4) 前項第3号

に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日の子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円
から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

以後の最初の3月31日までの間にあるもののうち1人（職員に配偶者のない場

合に限る。） 1万円

と、改正後の条例第15条第1項中「(2) 扶養親族た
」

る要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前
(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該
(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該

条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後当する場合を除く。)
当する場合を除く。)

の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受

けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）

及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される場合を除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第14条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 平成30年度 1万1,500円

(2) 平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円

- 4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出は、改正後の条例第15条第1項の規定による届出とみなす。
- 6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（提案理由）

学校教育職員の扶養手当を改定する必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員_____に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子_____</p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる_____額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6, 000円</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 9, 000円</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員<u>の全て</u>に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる<u>額を合計して得た額</u>とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる者 1万3, 700円</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。) 1万3, 700円</u></p> <p>(3) <u>前項第2号から第5号までに掲</u></p>

4 扶養親族たる子 _____
_____のうちに
満15歳に達する日後の最初の4月1
日から満22歳に達する日以後の最初
の3月31日までの間（以下「特定期
間」という。）にある子がいる場合に
おける扶養手当の月額は、前項の規定
にかかわらず、4,000円に特定期
間にある当該扶養親族たる子の数 _____
_____を乗じ
て得た額を同項の規定による額に加算
した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養
親族がある場合又は職員に次の各号の
いずれかに該当する事実が生じた場合
においては、その職員は、直ちにその
旨を教育委員会に届け出なければなら
ない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至っ
た者がある場合（扶養親族たる子又

げる者のうち2人（前号に該当する
扶養親族を有する場合にあっては、
1人）までのもの 6,000円

(4) 前項第2号から第5号までに掲
げる者のうち前2号に該当するもの
以外のも 6,000円

4 扶養親族たる子（第2項第2号に掲
げの子に限る。以下同じ。）のうちに
満15歳に達する日後の最初の4月1
日から満22歳に達する日以後の最初
の3月31日までの間（以下「特定期
間」という。）にある子がいる場合に
おける扶養手当の月額は、前項の規定
にかかわらず、4,000円に特定期
間にある当該扶養親族たる子の数（同
項第2号に該当する子がある場合に
あっては、特定期間にある当該扶養親族
たる子の数から1を減じた数）を乗じ
て得た額を同項の規定による額に加算
した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養
親族がある場合又は職員に次の各号の
いずれかに該当する事実が生じた場合
においては、その職員は、直ちにその
旨を教育委員会に届け出なければなら
ない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至っ
た者がある場合（前条第2項第2号

は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の

又は第4号に掲げる

_____扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の

開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った

場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)
及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容		
扶 養 手 当	扶養手当の月額		
	区 分	現 行	改 正
	配偶者	13,700 円	6,000 円
	子	6,000 円	9,000 円
	父母等	6,000 円	6,000 円
施 行 期 日 等	職員に配偶者がいない場合の扶養親族たる子のうち 1 人に係る手当の月額を 13,700 円とする取扱いを廃止する。		
	1 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 2 扶養手当の月額に特例措置（平成 30 年度）を設けるとともに、職員に配偶者がいない場合の扶養親族たる子のうち 1 人に係る手当の廃止の影響を考慮した激変緩和措置（平成 30 年度から平成 35 年度まで）を設ける。		